

# 裁決書

審査請求人

住 所 大阪市北区西天満4丁目7番3号  
冠山ビル2・3階 林弘法律事務所  
氏 名 弁護士 山中理司

上記審査請求人から令和5年8月28日付けでなされた行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく行政文書の不開示決定に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

## 主 文

本件審査請求は、これを棄却する。

### 事案の概要

本件審査請求に係る行政処分は、「人事の決裁者が法務大臣となっている幹部検察官、及び最高検察庁の検事の生年月日の一覧表（令和5年4月1日以降に作成したもの）」、「令和5年4月以降につき、法務・検察幹部名簿の作成を取りやめた理由が書いてある文書」及び「令和5年4月以降につき、従前とは異なる形式で検事期別名簿を作成するようになった理由が書いてある文書」（以下、併せて「本件対象文書」という。）の開示請求に対し、法務大臣（以下「処分庁」という。）が法第9条第2項の規定に基づき、令和5年8月21日付け法務省人検第189号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）である。

処分庁は、原処分を行った理由を本件対象文書の「行政文書を作成又は取得しておらず、保有していないため」としているところ、審査請求人は、「本件対象文書は存在するはずである」として、原処分を取り消すとの決定を求めている。

### 不服の要旨

#### 1 本件審査請求の趣旨

法第3条の規定に基づく開示請求に対し、処分庁が行った原処分について、その取り消しを求めるというものである。

#### 2 本件審査請求の理由

- (1) 法務・検察幹部の生年月日が書いてある「法務・検察幹部名簿」の作成を取りやめた以上、その代替となる文書が存在するはずである。
- (2) 長年作成してきた「法務・検察幹部名簿」の作成を取りやめた以上、その理由が書いてある文書が存在するはずである。
- (3) 長年作成してきた「検事期別名簿」の形式を変更した以上、その理由が書いてある文書が存在するはずである。

### 裁決の理由

法務・検察幹部名簿及び検事期別名簿（以下「本件各文書」という。）は、人事異動を策定する際の参考に資するものという位置付けで作成していたものであるところ、その必要性に鑑み、法務・検察幹部名簿の作成を取り止めている。



また、本件各文書の取扱変更については、参考程度に用いていた文書の変更等であることから、当該変更等に係る経緯は文書で作成していない。

以上のことから、本件対象文書は、作成又は取得していないことから、保有しておらず、本件対象文書を保有していないことに不合理な点はない。

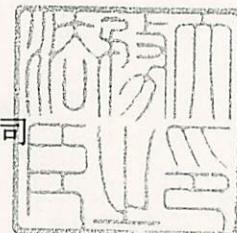
よって、主文のとおり決定する。

なお、原処分については、情報公開・個人情報保護審査会の令和6年度（行情）答申第81号においても、妥当との結論である。

※ この裁決の取消しを求める訴訟を提起する場合には、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この裁決があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は行政事件訴訟法第12条第4項に規定する特定管轄裁判所に、この裁決の取消しを求める訴訟を提起することができます（なお、この裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過した場合には、この裁決の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

令和6年6月25日

法務大臣 小泉龍司





この写しは、原本と相違ないことを証明する。

令和6年6月25日

法務省大臣官房人事課長 佐 藤

